

# 中山道大月多目的広場および周辺施設 指定管理者募集要項

令和 7 年 7 月

瑞穂市

## 目 次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| はじめに.....                           | 1  |
| 1. 現状.....                          | 1  |
| 2. 募集の趣旨.....                       | 1  |
| 3. 対象の施設の概要.....                    | 3  |
| 4. 指定管理者が行う業務.....                  | 4  |
| 5. 指定管理の期間.....                     | 5  |
| 6. 管理の基準等.....                      | 6  |
| 7. 保険への加入.....                      | 6  |
| 8. 指定管理に関する経費.....                  | 7  |
| 9. 募集のスケジュール.....                   | 8  |
| 10. 応募者の資格.....                     | 9  |
| 11. 管理運営業務に従事する者に必要な知識および技能、スタッフの基準 | 10 |
| 12. 失格要件.....                       | 11 |
| 13. 応募に関する留意事項.....                 | 11 |
| 14. 現地見学の実施（希望する場合）.....            | 12 |
| 15. 質問の受付・回答.....                   | 13 |
| 16. 指定管理者指定申請書等の提出.....             | 13 |
| 17. 審査委員会.....                      | 14 |
| 18. 審査手順.....                       | 14 |
| 19. 審査基準.....                       | 15 |
| 20. 指定管理者の決定および協定.....              | 16 |
| 21. リスク分担.....                      | 16 |
| 22. 添付資料.....                       | 17 |
| 23. 問い合わせ先.....                     | 17 |

## 中山道大月多目的広場および周辺施設指定管理者募集要項

### はじめに

中山道大月多目的広場および周辺施設指定管理者募集要項（以下、「募集要項」という。）は、瑞穂市（以下、「市」という。）および瑞穂市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が指定管理者を公募するにあたっての基本的な考え方および申請手続等を定めたものです。

なお、市および教育委員会が指定管理者に対して、対象施設の管理運営業務において求める水準等については、別添「中山道大月多目的広場および周辺施設指定管理業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）に記載していますので、内容を十分ご理解のうえ、ご応募ください。

### 1. 現状

西部複合センターは、1階は巢南保健センター、2階は図書館分館として多くの市民のかたに利用されています。図書館分館は児童書を中心に令和5年度では、約69,000冊の本を揃えており、人口一人当たりの貸出冊数は、7.42冊（本館・分館合計）となっています。土日祝日は、多くの親子連れが来館される一方、平日の特に日中は来館者数が少ない傾向にあります。1階の巢南保健センターは、乳幼児健診から成人検診まで平日に市の健康事業で使用しています。一般貸出施設ではないため、検診がない日は利用がありません。

巢南グラウンドは、サッカーを中心に利用があり、LEDナイター照明も完備しているため、平日の夜間利用も多いです。みずほふれあいフェスタの際は、臨時駐車場としても使用しています。

中山道大月多目的広場は、令和4年に供用開始し、多くの団体にイベントを行ってもらい、定期的にこの場所で開催されるイベントも多くあります。しかし、気候の良い時期以外の夏場と冬場はイベントのみならず、一般のかたの来場もなく、閑散としています。

瑞穂市では、この3つの施設を活用して令和5年度には、12月の閑散期に社会実験として「みずほこどものあそびば」を実施しました。1階巢南保健センターには、移動式遊具やブロック等を設置し、入場料100円で何度でも出入り自由という設定としました。屋外の中山道大月多目的広場には、キッチンカーや物販が並び、西部複合センター屋外広場や図書館分館では、謎解きスタンプラリーを行いました。週末の2日間イベントを実施し、延べ700人のお子様に来場していただくことができ、いつもなら遊んですぐ帰る場所が一日滞在できる場所にもなりました。

### 2. 募集の趣旨

今回の指定管理導入は、コスト削減が最重要ではなく、現状の水準を維持した上で指定管理者が有するノウハウやアイデアを活用した柔軟な運営により、従来の広場・図書館・グラウンドという枠組みにとらわれず、市民が利用しやすい施設づく

りを推進します。

利用者ニーズに合わせた多様なサービスの実現で利用機会が増え、気候や時間帯に関係なく「一年を通じて立ち寄れる場所」を目標とするものです。屋外の広場や屋内の図書館単体では出せない複合施設を一体的に管理することで、相乗効果が高まり、利便性の向上、回遊性や滞在時間が延びる等の融合が進み、この3施設が単なる拠点から人が「関わり合う場所」として多世代交流が活発となることを期待しています。また『指定管理者』、『行政』、『地元住民』が三位一体となって地域密着型で運営され、地域課題にも取り組み、子どもや親子連れにとって、地元住民にとってもワクワクする楽しい居場所となることをことも期待しています。

以上を踏まえ、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、「募集要項」および「仕様書」に示す理念を理解し、これまでの成果を継承しつつ課題の克服に取り組み、意欲的かつ創意工夫に富んだマネジメントを実現できる指定管理者の候補者を、地方自治法（昭和22年法律第67号）および瑞穂市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年瑞穂市条例第22号）の規定に基づき、プロポーザル方式により以下のとおり募集します。

### 3. 対象の施設の概要

#### (1) 中山道大月多目的広場

|          |                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所 在 地    | 岐阜県瑞穂市大月 1 2 7 6 番地                                                                                                                                                                                                                  |
| 施設内容・規模等 | <p>面積 約 30,123 m<sup>2</sup></p> <p>主要施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芝生広場 11,000 m<sup>2</sup></li> <li>・複合遊具：3基（6歳以上（大型遊具）、3歳－6歳、3歳未満）</li> <li>・ドームシェルター</li> <li>・ゲートボール場（2面）</li> <li>・駐車場 北31台、南126台</li> </ul> |

#### (2) 西部複合センター

|          |                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所 在 地    | 岐阜県瑞穂市宮田 3 0 4 番地 2                                                                                                                                                                                                                     |
| 施設内容・規模等 | <p>延べ面積 約 12,300 m<sup>2</sup></p> <p>主要施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巣南保健センター（診察室、集団指導室、運動指導室、調理実習室、栄養指導室等）</li> <li>・市図書館分館（閲覧室、学習室、休憩コーナー、授乳室、視聴覚コーナー、書庫、トイレ等）屋外トイレ</li> <li>・屋外広場（芝生広場、せせらぎ水路、あずまや、駐車場）</li> </ul> |

#### (3) 巣南グラウンド

|          |                                                                                                                 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所 在 地    | 岐阜県瑞穂市宮田 3 0 0 番地 2                                                                                             |
| 施設内容・規模等 | <p>面積 約 6,000 m<sup>2</sup></p> <p>主要施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サッカー場 1面（照明設備あり）</li> </ul> |

#### 4. 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次の業務を行うこととします。ただし、巢南保健センターに関する事業は含みません。また、巢南保健センターは、提案業務および自主事業においてのみ使用できるものとし、使用に際しては市と協議を行い、市が許可した場合に限ります。図書館分館、中山道大月多目的広場、巢南グラウンドにおいても、市が優先的に利用できるものとし、各業務の詳細については、仕様書を参照してください。

##### (1) 運営管理業務

- ・総括責任者業務
- ・庶務業務（委託業務の経理、人事、広報等）
- ・地域や関連機関、各種団体との連携・協力
- ・事故・災害対策
- ・防犯・防火対策
- ・不法行為等への対応
- ・敷地内発生廃棄物の処理
- ・拾得物・残置物の処理
- ・せせらぎ水路の運営管理
- ・駐車場の運営管理
- ・その他の運営管理

##### (2) 図書館の運営に関する業務

- ・奉仕業務（受付、案内、登録、図書等の貸出・返却、予約、リクエスト受付、図書館資料複写サービス、参考調査、督促、相互貸借等）
- ・蔵書管理（新規購入図書の選書・受入、配架、蔵書点検、補修、資料統計補助等）
- ・図書館システムの運用
- ・読書活動の推進に関する業務

##### (3) 利用料金の徴収に関する業務

- ・利用料金の徴収
- ・利用料金の減免

##### (4) 維持管理業務

- ・広場、施設、設備等の維持管理（園地管理、植栽管理、保守点検、清掃等）
- ・施設修繕（原形を変ずる修繕を除く）
- ・警備業務

#### (5) 提案業務

提案業務とは、対象施設の設置目的を達成するために、指定管理者が企画し、指定管理料を充当して実施する業務のことをさします。市民・利用者の生涯学習活動や健康増進、文化振興、社会参画等を図るとともに、各施設の連携を促進し、必要に応じてまちづくりを目的とした各種市民団体等と連携・協力することで、周辺地域の活性化に寄与することを目的に実施できるものとし、下記を想定します。

- ① 子どもや家族向けの行事・イベント等の実施
- ② 図書館と周辺施設を活用した行事・イベント等の実施
- ③ その他指定管理者の提案により実施する事業

#### (6) 自主事業（指定管理料の対象としません）

自主事業とは、対象施設の用途または目的を阻害せず、かつその他の業務の実施を妨げない範囲において、施設の利用促進またはサービス向上のため、自己の費用と責任で実施する事業を指し、以下を想定します。

- ① 物販事業
- ② その他指定管理者の提案により実施する事業

※別紙仕様書の17頁を参照

#### (7) その他の業務

対象施設のうち、中山道大月多目的広場は、令和4年4月から5年間、施設命名権（ネーミングライツ）を導入しており、令和9年度（2027年度）以降も継続する予定です。指定管理者は広報物等に当該施設命名権（ネーミングライツ）に基づく愛称を使用するとともに、あらゆる機会を利用して、愛称の普及および定着に努めてください。

### 5. 指定管理の期間

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

## 6. 管理の基準等

### (1) 利用時間等

| 施設名                  | 利用時間                                      | 休業日                                                                                                             |
|----------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中山道大月多目的広場           | 占用利用は、午前9時～午後5時<br>※午後6時30分～午前9時の間は駐車場を施錠 | 年末年始(12月29日～1月3日)                                                                                               |
| 西部複合センター<br>(市図書館分館) | 午前10時～午後6時                                | ・月曜日(祝日の場合は開館、翌日の平日を休館)<br>・祝日の翌日(土または日の場合は開館)<br>・図書整理日(1年を通じ12日とし、館長が定める日)<br>・年末年始(12月29日～1月3日)<br>・蔵書点検期間など |
| 巢南グラウンド              | 午前6時30分～午後9時30分                           | 年末年始(12月29日～1月3日)                                                                                               |

### (2) 利用の禁止又は制限

指定管理者は、本広場および施設の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められるとき、又は本広場および施設に関する工事若しくは保守管理のためやむを得ないと認められるときは、区域を定めて、本広場および施設の利用を禁止、又は制限することができます。

### (3) 地域貢献

市内産品の優先使用、市内業者との優先取引、障がい者・高齢者・地域住民の積極的な活用、各種団体やボランティアとの連携など広場および施設の管理運営を通じて周辺地域の賑わい創出や、地元人材の社会参画支援など地域貢献を積極的に実施いただくことを期待します。

## 7. 保険への加入

指定管理者は、次の保険に加入するものとします。

- ・施設賠償責任保険（対人補償の保険金額は1億円以上）
- ・第三者賠償保険



## 8. 指定管理に関する経費

市は、管理の基準および仕様書に定める業務を行うに当たって必要となる経費を指定管理料として支払います。ただし、予算措置については、議会で可決されることを前提とします。

### (1) 指定管理料の上限額（年間）

指定管理料の上限額：61,000千円／年

（消費税および地方消費税相当額を含む。）

なお、指定期間中のいずれかの年度の指定管理料について上記上限額を超える額を提案した団体は、失格となります。

### (2) 指定管理料の支払い方法

指定管理料は、別途年度ごとに締結する協定に基づき、支払います。ただし、2年度目以降の指定管理料については、人件費を含む物価変動の状況を鑑み、協議のうえ決定することを認めます。

### (3) 指定管理料の精算について

年度ごとに精算できるものとします。

### (4) 経理に関する留意事項

指定管理者としての業務に係り発生する委託料と収入および経費は、法人等が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理し、独立した会計帳簿類および経理規定を設けて行ってください。

## 9. 募集のスケジュール

【募集のスケジュール一覧表】

| 項 目                   | 日 時                       |
|-----------------------|---------------------------|
| 募集要項等の公表・配布           | 令和7年7月22日（火）～令和7年8月8日（金）  |
| 現地見学の申込・実施            | 令和7年7月22日（火）～令和7年8月8日（金）  |
| 質問の受付                 | 令和7年8月1日（金）～令和7年8月8日（金）   |
| 質問の回答                 | 令和7年8月25日（月）～令和7年8月29日（金） |
| 申請書類の提出期限             | 令和7年9月12日（金）              |
| 審査（プレゼンテーションおよびヒアリング） | 令和7年10月20日（月）             |
| 指定候補者の決定              | 令和7年11月頃                  |
| 指定管理者の議決              | 令和7年12月頃                  |
| 指定管理者の指定              | 令和8年1月頃                   |
| 協定書の締結                | 令和8年1月頃                   |
| 指定管理者による管理開始          | 令和8年4月1日（水）               |

## 10. 応募者の資格

法人格を有する団体、又は複数の法人（以下「共同事業体」という。）であって、次の全ての条件を満たすものとします。（個人での応募はできません。）

- （１）会社経歴および経営状態が正常かつ良好なこと。
- （２）本広場および施設のサービスの向上並びに業務の効率的な実施を図るうえで必要な場合は、共同事業体で応募することができます。共同事業体で応募する場合は、次の事項に該当に留意して申請してください。
  - ア 共同事業体により申請をする場合は、共同事業体の名称を設定し、代表となる法人等を選定してください。代表となる法人等又は構成団体の変更は認めません。
  - イ 共同事業体の構成団体の変更は認めません。ただし、市が特に理由があると認める場合には、この限りではありません。
  - ウ 共同事業体の構成団体は、他の共同事業体の構成団体となり、又は単独で申請を行うことはできません。
- （３）次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。共同事業体で応募する場合には、構成する１者でも次に該当する事項があれば、応募することができません
  - ア 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する者（一般競争入札等の参加者の資格に欠けている者）
  - イ 岐阜県および県内の地方公共団体から指名停止措置を受けている者
  - ウ 地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により指定管理者の指定を取り消されたことがある者
  - エ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第９２条の２、同法１４２条（同条を準用する場合を含む。）又は同法第１８０条の５第６項の規定に抵触することとなる者。
  - オ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等により更正又は再生手続きを開始している法人
  - カ 代表者および役員に破産者および現に禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等
  - キ 直近３年間の市町村税（本市の市町村税が課税されていない事業者で、市外に主たる事務所又は事業者を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）、法人税、消費税および地方消費税を滞納していない者
  - ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団およびその利益となる活動を行う者
  - ケ 瑞穂市暴力団の排除に関する条例（平成２３年１２月２０日条例第２１号）第２条に規定する暴力団員および暴力団員等

- (4) 市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能であり、岐阜県、愛知県、三重県の区域内に主たる事務所(本店機能)を置いている団体。共同体で申請する場合にあっては、その構成員の代表団体(当該共同体の構成員のうち、出資の割合又はその施設の管理の業務に係る責任の程度が最大であるものをいう。)が、岐阜県、愛知県、三重県の区域内に主たる事務所を置いていること。

## 1 1. 管理運営業務に従事する者に必要な知識および技能、スタッフの基準

### (1) 従事する者に必要な知識および技能

資格要件については、列挙した資格と同等以上の資格でも可とします。

#### ① 総括責任者※専任ポスト

本広場および施設の代表者である総括責任者として、下記の条件を満たす者を、1名必ず配置してください。

- (ア) 施設の管理運営と生涯学習の振興にかかる見識を有すること。
- (イ) 公共図書館の管理運営に関して、管理能力や経験を有することが望ましい。
- (ウ) 正社員又は構成員であること。
- (エ) 司書資格を有していることが望ましい。

#### ② 窓口責任者

総括責任者を補佐し、奉仕業務全般の管理等を行う窓口責任者として、下記の要件を満たす者を、1名以上必ず配置してください。

- (ア) 1年以上の公共図書館の勤務経験を有していること。
- (イ) 司書資格を有していること。

#### ③ スタッフ

本広場および施設の運営に必要な人数を配置してください。原則として図書館分館窓口業務に従事するスタッフ(図書スタッフ)は、司書有資格者としてください。ただし、主として経理・ICT・デザイン・広場および施設管理その他業務等を担当し、原則として図書館分館窓口業務に従事しないスタッフ(施設スタッフ)は、有資格者の割合算定の枠外とします。また、司書の専門性が求められる業務に当たっては、司書有資格者を従事させてください。

また、現在市が雇用している職員等については、継続雇用を原則とします。ただし、各職員の意向に基づくこと。この際、指定管理初年度に関しては、原則現在の待遇を引き継いでください。

## (2) スタッフの基準

中山道大月多目的広場の開錠時間中（午前9時～午後6時30分）においては、常に下記に定めるポスト数以上を館内に配置してください。ただし、年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。

| ポスト    | 人数                                    |
|--------|---------------------------------------|
| 総括責任者  | 1                                     |
| 窓口責任者  |                                       |
| 図書スタッフ | 業務遂行に必要な数<br>(図書館開館時間中は、うち司書有資格者2名以上) |
| 施設スタッフ | 業務遂行に必要な数                             |

## 12. 失格要件

指定管理者指定申請書を提出してから指定管理者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象より除外します。

なお、失格又は審査の対象より除外した場合は、その理由を付して文書で通知するものとします。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなった場合
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 一つの応募者が複数の応募を行った場合
- (4) 応募者から募集要項に基づき提出される書類（以下「応募書類」という。）の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する応募をした場合
- (5) 応募書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- (6) 応募者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- (7) 会社更生法若しくは、民事再生法の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至った場合
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (9) 著しく信義に反する行為があった場合

## 13. 応募に関する留意事項

- (1) 応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。
- (2) 応募した内容は、実現を約束したものとみなします。
- (3) 応募書類の著作権は、作成者に帰属します。ただし、採用・不採用に関わらず、市は本募集の報告、公表等のために必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (4) 応募書類は、受付期間に限り変更することができます。受付期間終了後は変

更することができないものとし、また、その理由如何に関わらず応募書類の返却はしません。

(5) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがあります。

(6) 本募集に係る情報公開請求があった場合は、瑞穂市情報公開条例（平成15年5月1日 条例第8号）に基づき、応募書類を公開することがあります。

#### 14. 現地見学の実施（希望する場合）

現地見学を希望する場合は、事前に申し込みをお願いします。

##### (1) 開催日時

希望するかたへ個別に連絡します。

##### (2) 開催場所

日時と同様に個別に連絡します。

##### (3) 申込方法

「中山道大月多目的広場および周辺施設の指定管理者募集に関する現地見学申込書」（別添様式集 様式1-1）に必要事項を記入のうえ、E-mailで申し込みください。

##### (4) 申込先

瑞穂市 教育委員会 生涯学習課（担当者：中島）

電話番号：058-327-2117

FAX：058-327-2105

メール：syougai@city.mizuhio.lg.jp

##### (5) 申込・実施期間

令和7年7月22日（火）～令和7年8月8日（金）

##### (6) 留意事項

必須ではないため、希望する団体が対象です。

市職員は立ち会わないため、施設見学の日程の調整を行います。

## 15. 質問の受付・回答

募集要項等に記載された内容に関する質問を次のとおり受け付けます。これ以外による質問は無効とします。

### (1) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「中山道大月多目的広場および周辺施設の指定管理者募集に関する質問票」（別添様式集 様式1-2）に記入のうえ、E-mailで提出してください。

### (2) 提出先

瑞穂市 教育委員会 生涯学習課 （担当者：中島）

電話番号 : 058-327-2117

FAX : 058-327-2105

メール : syougai@city.mizuhio.lg.jp

### (3) 提出期限

令和7年8月8日（金）17時必着

### (4) 回答方法

提出された質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和7年8月下旬を目途に、市ホームページにて公表します。

なお、質問・意見を行った者の企業名は公表しないものとします。

## 16. 指定管理者指定申請書等の提出

### (1) 提出書類

別添様式集 様式2-1～2-6

### (2) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本9部とします。

### (3) 提出方法

持参に限るものとします。

### (4) 提出先

岐阜県 瑞穂市 宮田300番地2

瑞穂市役所 巢南庁舎 教育委員会 生涯学習課

(5) 提出期限

令和7年9月12日（金）17時必着

**17. 審査委員会**

審査は、中山道大月多目的広場および周辺施設指定管理者選定委員会（以下、「審査委員会」という。）が行います。

**18. 審査手順**

(1) 指定候補者の選定方法

指定候補者の選定は、事業計画書等の提出書類の審査、提案内容のプレゼンテーションおよびヒアリングの審査ならびに提案価格の評価により行います。

審査は130満点とし、次頁「17. 審査基準」に基づいて評価します。

事業計画書等の提出書類ならびにプレゼンテーションおよびヒアリングの審査により与えられる「提案点」と、提案価格の評価により与えられる「価格点」の合計点数が最も高い者を指定候補者とします。

(2) プレゼンテーションおよびヒアリング

プレゼンテーション20分以内 ヒアリング20分以内

※パワーポイント等のパソコンを利用する場合は、各自持参してください。なお、審査の順番については提案書等の受付順とします。

(3) 審査の結果

審査結果は、全参加事業者にも文書で通知します。また、審査結果は、市のホームページ上でも公表します。



## 19. 審査基準

審査基準は次のとおりとします。

| 審査項目            |                             |                        | 審査の観点                                                             | 評点                               | 配点  |
|-----------------|-----------------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-----|
| 提案内容評価<br>(提案点) | 管理運営に対する基本方針                | 一体管理に対する考え方            | ・趣旨を理解し複数施設の一体管理のメリットを活かした方針となっているか                               | 5・3・1・0                          | 25  |
|                 |                             | 長期ビジョンの計画性             | ・5年間の計画は具体的かつ実現性があるか                                              | 5・3・1・0                          |     |
|                 |                             | 管理運営に対する基本方針           | ・各施設の管理運営の方針は適切か                                                  | 5・3・1・0                          |     |
|                 |                             |                        | ・利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策は適切か                                      | 5・3・1・0                          |     |
|                 |                             |                        | ・管理運営に対する意欲が感じられるか                                                | 5・3・1・0                          |     |
|                 | 提案内容遂行の確実性                  | 類似施設の管理実績              | ・類似施設を管理運営した実績が認められるか                                             | 5・3・1・0                          | 10  |
|                 |                             | 実績がない事業への対応            | ・管理運営実績が不足する事業への対応・体制づくりは適切で内容等に偏りがないか                            | 5・3・1・0                          |     |
|                 | 施設の効用を最大限に発揮した利用者サービスの向上    | 利用促進に向けた取組み            | ・利用促進への取組み内容は各施設の特徴を活かした適切なものとなっているか                              | 5・3・1・0                          | 30  |
|                 |                             | 利用者のサービス向上につながる提案事業    | ・西部複合センター（図書館分館）のサービス向上のための取組み内容は適切か                              | 5・3・1・0                          |     |
|                 |                             |                        | ・中山道大月多目的広場のサービス向上のための取組み内容は適切か                                   | 5・3・1・0                          |     |
|                 |                             |                        | ・その他施設のサービス向上のための取組み内容は適切か                                        | 5・3・1・0                          |     |
|                 |                             |                        | 地元団体との連携                                                          | ・地元団体との連携手法は適切で有効なサービス向上策となっているか |     |
|                 |                             | 地域貢献                   | ・周辺地域の賑わい創出や地元人材の社会参画支援など、施設の管理運営を通じた地域貢献のための取組み内容は適切か            | 5・3・1・0                          |     |
|                 | 施設の適切な維持管理                  | 施設の維持管理の内容および手法        | ・西部複合センター（図書館分館）の維持管理の取組み内容、安全管理・安全対策は適切か                         | 5・3・1・0                          | 10  |
|                 |                             |                        | ・中山道大月多目的広場およびその他の施設の維持管理の取組み内容、安全管理・安全対策は適切か                     | 5・3・1・0                          |     |
|                 | 施設の管理経費の節減と収支計画の実現性         | 収支計画の内容およびその実現性        | ・収支計画と事業計画の整合はとれているか                                              | 5・3・1・0                          | 10  |
|                 |                             | 施設の管理運営に係る経費の内容        | ・収支計画は管理経費の節減が図られる見込みがあるか                                         | 5・3・1・0                          |     |
|                 | 管理を安定して行う人的、物的能力の保有又は確保の見込み | 安定した運営が可能となる人的能力       | ・職員の採用・確保・配置の方策は適切か                                               | 5・3・1・0                          | 20  |
|                 |                             |                        | ・職員の研修体制は十分か                                                      | 5・3・1・0                          |     |
|                 |                             | 安定した運営のための財務的・体制的根拠と実績 | ・団体の財務状況は健全か                                                      | 5・3・1・0                          |     |
|                 |                             |                        | ・緊急時を含め、市内や隣接地で管理運営対応する体制が確保できるか                                  | 5・3・1・0                          |     |
|                 | その他                         | 個人情報の保護措置・情報公開         | ・個人情報の保護措置および情報公開の取組み内容は適切か                                       | 5・3・1・0                          | 10  |
| SDGsの取組み        |                             | ・環境に配慮した取組みは行っているか     | 5・3・1・0                                                           |                                  |     |
| 提案価格評価（価格点）     |                             | 指定管理料の見積金額             | 配点 15×（提案参加者の最低見積金額/当該提案参加者の見積金額）により算出<br>※算定結果は、小数点以下第3位を四捨五入する。 | 15                               |     |
| 合 計             |                             |                        |                                                                   |                                  | 130 |

### 【提案内容評価の評点基準】

5：評価できる 3：概ね評価できる 1：一部評価できる 0：評価できない

※提案点は各審査委員の付した評点の平均点とし、価格点は事務局側で採点后、加点します。

## 20. 指定管理者の決定および協定

指定管理者は令和7年12月瑞穂市議会の議決を経て決定（指定）します。

指定後、市と指定管理者の協議に基づき、管理に関する協定を締結します。

## 21. リスク分担

指定管理者と市のリスク分担は、次の表のとおりとします。ただし、表中に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項が生じた場合は、指定管理者と市が協議のうえ、役割分担およびリスク分担を定めるものとします。また、リスクの発生に先立ち事業者自らが対策を実施する場合の費用については、協議が可能です。

【リスク分担表】

| 項 目              | 細 目                                                                                                 | 市 | 指定<br>管理者 |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-----------|
| 物価変動             | 人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増<br>※2年度目以降の指定管理料については、物価変動の状況を鑑み、協議のうえ決定することを認める。                               |   | ○         |
| 金利変動             | 金利の変動に伴う経費の増                                                                                        |   | ○         |
| 利用者および周辺住民からの要望等 | 施設管理、運營業務内容に対する住民および施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応                                                            |   | ○         |
|                  | 上記以外                                                                                                | ○ |           |
| 法令の変更            | 施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更                                                                                  | ○ |           |
|                  | 指定管理者に影響を及ぼす法令変更                                                                                    |   | ○         |
| 税制度の変更           | 施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更                                                                                  | ○ |           |
| 政治、行政的理由による事業変更  | 政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費およびその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担             | ○ |           |
| 不可抗力             | 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加および事業履行不能 | ○ |           |
| 書類の誤り            | 仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの                                                                               | ○ |           |
|                  | 事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの                                                                          |   | ○         |
| 資金調達             | 経費の支払い遅延（市→指定管理者）によって生じた事由                                                                          | ○ |           |
|                  | 経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由                                                                         |   | ○         |
| 施設の修繕            | 1箇所50万円未満（税込）で年間300万円（税込）までの修繕                                                                      |   | ○         |
|                  | 1箇所50万円以上（税込）の修繕                                                                                    | ○ |           |
| 施設・設備の損傷         | 経年劣化によるもの                                                                                           | ○ |           |
|                  | 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの                                                                          | ○ |           |
|                  | 上記以外                                                                                                | ○ |           |
| 第三者への賠償          | 管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合                                                                        |   | ○         |
|                  | 上記以外の理由により損害を与えた場合                                                                                  | ○ |           |
| セキュリティ           | 警備不備による情報漏洩、犯罪発生                                                                                    |   | ○         |
| 業務終了時の費用         | 指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用                                                     |   | ○         |

## 2 2. 添付資料

- (1) 別紙 1 3施設の現在の運営状況
- (2) 別紙 2 図書館資料
- (3) 別紙 3 指定管理料積算内訳 (参考)

## 2 3. 問い合わせ先

岐阜県瑞穂市宮田 3 0 0 番地 2

瑞穂市役所 第 2 庁舎 教育委員会 生涯学習課

電話番号 : 0 5 8 - 3 2 7 - 2 1 1 7

F A X : 0 5 8 - 3 2 7 - 2 1 0 5

メール : s y o u g a i @ c i t y . m i z u h o . l g . j p